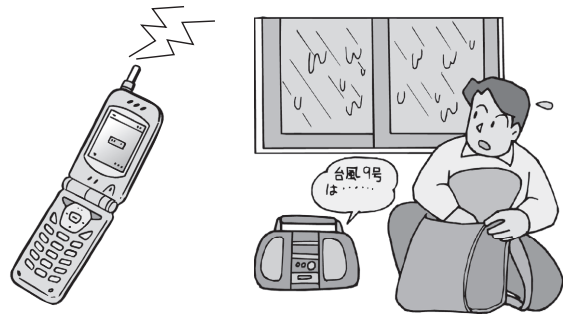


# 県防災情報メール

携帯電話・パソコンに、防災に関する情報をメールでお知らせします。



## 配信する情報

- ①気象注意報・警報  
気象庁による県内の気象注意報・警報
- ②震度情報  
県内で発生した震度3以上の地震の震度など
- ③避難勧告など  
市町村が発令した避難勧告、避難指示、避難準備情報
- ④避難所開設情報  
市町村が開設した避難所情報
- ⑤危機管理情報  
武力攻撃およびテロに関する情報

## 登録方法

- ・携帯電話からは…  
バーコードリーダー機能付き携帯電話は、右のQRコードをご利用ください。または、宛先にsaitamaken@jijo.bosai.infoと入力して空メールを送り、届いたURLにアクセスすると、登録手続きができます。
- ・パソコンからは…  
同じように空メールを送ると、登録手続きができます。



## 問合せ

県消防防災課応急対策・訓練担当 ☎048-830-3180

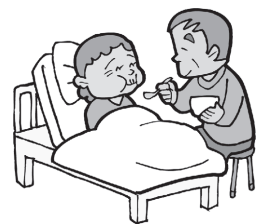
詳しい情報は、下記サイトに掲載されています

- 県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A05/BC00/bousai-mail.html>
- 携帯電話の案内サイト
  - ・iモード版 <http://saitamapref.bosai.info/mobile/do/bosaimail/index.html>
  - ・EZweb版 <http://saitamapref.bosai.info/mobile/au/bosaimail/index.html>
  - ・ソフトバンク <http://saitamapref.bosai.info/mobile/vf/bosaimail/index.html>

※迷惑メール防止機能をお使いのかたは、登録をする前にsaitamaken@jijo.bosai.infoドメインからのメールが受信できるように設定をご確認ください。

## ◆国民健康保険・老人保健◆

### 入院時一部負担金の 限度額適用と 食事代の減額



国民健康保険の被保険者・高齢受給者または老人医療受給者で住民税非課税世帯のかたは、入院の際にあらかじめ申請により交付を受けた「認定証」を提示することにより、入院時一部負担金の限度額適用を受けたり、食事代の自己負担額を減額することができます。

**申請に必要なもの**

- 保険証
- 老人医療受給者証または高齢受給者証（該当者のみ）
- 印鑑
- 認定証（前年度交付されているかた）

※現在、減額認定証をお持ちのかたも、8月1日から新しい認定証が必要になりますので、申請の手続きをしてください。また、世帯に異動があった場合は、該当しなくなる場合もあります。

対象	内容
国民健康保険の被保険者で 住民税非課税世帯のかた	入院時の食事代自己負担額の減額と 一部負担金の限度額適用
老人医療受給者で 住民税非課税世帯のかた	一部負担金の限度額適用
国民健康保険の被保険者（70歳未満）で住民税課税世帯のかた	一部負担金の限度額適用

**申請先**

住民福祉課 ☎62-1230  
 国保年金係 内線102  
 福祉係 内線108